

第五十六号議案

東京都立重症重度心身障害児者施設条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立重症重度心身障害児者施設条例の一部を改正する条例

東京都立重症重度心身障害児者施設条例（昭和四十三年東京都条例第二十五号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

東京都立療育センター条例

第一条第一項を次のように改める。

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第二項の規定に基づく児童発達支援を行う施設、法第四十二条第二号の規定に基づく医療型障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項の規定に基づく障害福祉サービス事業を行う事業所並びに心身障害児又は心身障害者（以下「心身障害児者」という。）の診療及び保健衛生相談を行う施設として、東京都立療育センター（以下「療育センター」という。）を設置する。

第二条第一項第一号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同項中第八号を第十号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）」を「障害者総合支援法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターを設置して行う法第六条の二の二第三項に規定する医療型

児童発達支援を行うこと。

三 法第六条の二の二第六項に規定する保育所等訪問支援を行うこと。

第二条第二項第一号中「児童発達支援」の下に「を行うこと。」を加え、同項第二号中「から第七号まで」を「及び第四号から第九号まで」に改め、同条第三項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第七号」を「第九号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第四条第一項第一号(一)中「同条第三項第三号」を「同条第三項第一号」に改め、同号(四)を削り、同号(三)中「第二条第一項第四号及び第五号」を「第二条第一項第六号及び第七号」に、「同条第三項第三号」を「同条第三項第一号」に、「(二)イ」を「(三)イ」に改め、同号中(三)を(四)とし、同号(二)中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第五号」に、「同条第三項第三号」を「同条第三項第一号」に改め、同号中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 第二条第一項第二号及び第三号に掲げる事業（同条第三項第一号に係る部分を含む。） 次に掲げる額の合算額

イ 法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「障害児通所給付費用基準額」という。）（法第二十一条の五の七第十一項の規定により、法第二十一条の五の五第一項の規定による通所給付決定を受けた障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）に代わつて知事が支払を受けたときは、障害児通所給付費用基準額から当該支払を受けた額を控除して得た額）

ロ 法第二十一条の五の二十九第二項に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額（以下「肢体不自由児通所医療費費用基準額」という。）（同条第三項の規定により、通所給付決定保護者に代わつて知事が支払を受けたときは、肢体不自由児通所医療費費用基準額から当該支払を受けた額を控除して得た額）

第四条第一項第一号(五)を次のように改める。

(五) 第二条第二項第一号に掲げる事業 (二)イに規定する額

第四条第一項第一号(六)中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第九号」に、「同条第三項第三号」を「同条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第一項第四号及び第五号（同条第二項第二号及び同条第三項第三号に係る部分を含

む。）、同条第二項第一号並びに同条第三項第一号」を「第二条第一項第二号（同条第三項第一号に係る部分を含む。）、同条第一項第六号及び第七号（同条第二項第二号及び同条第三項第一号に係る部分を含む。）並びに同条第二項第一号」に改め、同条第三項中「同号(五)ロ」を「同号(三)ロ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

（東京都立多摩療育園条例の廃止）

2 東京都立多摩療育園条例（昭和三十七年東京都条例第三十二号）は、廃止する。

（提案理由）

東京都立府中療育センター及び東京都立多摩療育園の統合に伴い、所要の改正を行う必要がある。